一宮市身体障害者福祉協会規約

第1条(名称)

この会は、一宮市身体障害者福祉協会(以下本会と言う)と称し、事務局を一宮市思いやり会館内に置く。

第2条(目的)

本会は、会員相互の親睦と福祉の増進をはかり、安定した生活と社会的地位の向上を目的とする。

第3条(事業)

本会は、第2条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 会員の福利厚生に関する事業
- (2) 会員の社会的地位向上のための相談とその対応
- (3) 会員相互のボランティア意識の向上
- (4) 福祉対策の増進と障害者問題の啓蒙
- (5) 会員およびその家族の共済事業、親睦に関すること
- (6) 関係機関、上部団体等が行う事業に積極的に参加する
- (7) 支部等の結成に助力し、行う事業に対して積極的に助成する
- (8) その他目的達成に必要と認める事業

第4条(会員及び組織)

本会の会員は、一宮市内に在住もしくは在職し、県より身体障害者手帳の交付を受けた者すべてを有資格者として、本会の趣旨に賛同する者にて組織する。

- 第1項 家族介助者およびボランティアとして特に理事会で承認をされた者は、準会員(準会員参加資格規約)となることができる。
- 第2項 準会員は、介助を必要とする会員に対して積極的にその任に当り、目的達成のための助力となる。ただし、上部団体等障害者のみ対象の事業に参加することは、介助を必要と認める場合以外参加出来ない。
- 第3項 本会は、その運営を円滑に進めるために次の支部を置く。
 - (1) 一宮第1支部(萩原、大和連区)
 - (2) 一宮第2支部(丹陽、西成、千秋連区)
 - (3) 一宮第3支部(浅井、葉栗、北方、今伊勢、奥連区)
 - (4)一宮第4支部(宮西、貴船、神山、大志、向山、富士連区)

- (5) 尾西支部
- (6) 木曽川支部
- 第4項 支部に支部長を置き、別に定める設置運営規約に従い、本会の行う事業に積極的に参加し、また協議により各支部独自事業を行い組織強化に努める。
- 第 5 項 本会は、理事会の承認により青年部、女性部のほか視覚、聴覚などの障害別の部会クラブ等の組織を作り、その目的のための事業を行うことが出来る。
- 第6項 前項の部会等に、希望する会員、準会員(介助者)のすべての参加を認める。
- 第7項 本会より各支部および第5項の組織に事業助成金を給付し、組織強化に努める。

第5条(役員)

本会の役員は、各支部より3名を選出するとともに、視覚、聴覚の代表者を理事とする。ただし、障害別理事については支部に関係なく選出出来る。

理 事 17名

監事 3名

- 第1項 役員の選任は、各支部より推薦された者とする。
- 第2項 前項により推薦された者により役員選任議案として通常総会の議決承認を得て、速や かに下記役職を協議決定して通常総会出席者に報告しなければならない。

(1) 会長理事 1名

(2) 副会長理事 3名

(3)事務局長理事 1名

(4) 理事 12名

(5) 監事 3名

- 第3項 準会員おいても、役員会の承認により平理事として役員会に参画することができる。
- 第4項 役員の任免は、会長または理事の3分の2の賛同による。
- 第5項 各役員の職責は下記の通りとする。ただし、重任を認める。
 - (1) 会長は会を統括し、理事会の議長となり運営に当たる。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はあらかじめの順位によりその代行をする。
 - (3) 事務局長は会長の指示により、事務全般を掌握して業務に支障なきように努める。
 - (4) 事務局長は(3) の業務遂行のために、会長の承認により会員の中より庶務及び会計 を置くことが出来る。
 - (5) 各役員は、担当支部会員との連携を密にして、本会運営に積極的に参画し事業達成の

ために努力する。

- (6) 監事は理事会にも出席し、本会の運営にも携わるとともに予算の執行が正しいかを少なくとも年2回の監査を行い、理事会および通常総会に於いて報告する。
- 第6項 役員の任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。
- 第7項 任期途中に欠員が生じた場合の就任はその残任期間とし、欠員の生じた支部等よりの 推薦により理事会の承認を得て就任する。
- 第8項 支部等に支部長(統括責任者)及び副支部長を、また組織に連絡員等を置き運営に支 障なきようにする。
- 第9項 本会には、会長代行・顧問及び相談役を理事会の承認により置くことが出来る。

第6条(会議)

本会の運営は、下記の会議等により協議して第3条の事業を達成する。

- (1) 毎年度始めに福祉大会を開催するとともに、会長は通常総会を招集する。
- (2)会長が必要と認める時、又は3分の2以上の理事から開催請求があった場合に理事会 又は臨時総会を開催する。
- (3) 会長は、定例役員会又は臨時理事会、三役会を開催して本会の運営に当たる。
- (4) 事業遂行上必要と認めたときは委員会を設置し、会長は委員を任命することが出来る
- (5) 会長は、少なくとも年2回監事会を招集し、会計簿その他の資料の監査を受けなければならない。
- 第1項 総会及び理事会の決議は、出席者の過半数の賛成により決する。ただし、可否同数の ときは議長の議決による。

第7条(会 計)

本会の経費は会費、補助金、賛助及び寄付金等を持ってこれに当てる。

- 第1項 事業参加特別会費は、参加者の負担を2分の1以上とする。
- 第2項 年会費の金額、徴収時期については総会の承認を得るものとする。
- 第3項 慶弔、旅費規程など運営上必要な事項については、理事会において協議し、内規としてこれを定める。
- 第4項 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日にとする。 ただし、経理処理上においてはその限りにあらず。
- 第5項 支部および部・クラブについては事業完了次第速やかに事業・決算報告する。

附則

- (1) 第4条 第1項のただし書きに於いての準会員の取り扱いについては、別に定める規約 (準会員規約)を優先として適用する。
- (2) 本規約の目的に著しく反した者は、会議出席者の3分の2以上の賛同により議長または 会長は退席を命じ、または除名することが出来る。
- (3) 本規約は、平成 21 年 5 月 24 日の合併総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成により議決、平成 21 年 4 月 1 日より施行するとともに一宮、尾西、木曽川および三団体連合会規約は失効とする。
- (4) この規約改正など重要事項については、総会出席会員の3分の2以上の賛成を持って行うものとする。